

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 2 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 18 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 2 月 25 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 3 日 午前 10 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 18 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 4 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 3 月 6 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 2 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	23,780,000 19,024,000	一括	4,756,000	243,705	47,000
1	4,960,000				
2	10,000				
3	18,810,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 町田市南大谷五丁目 |
| | 地 番 | 7 4 8 番 2 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5 . 2 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 町田市南大谷五丁目 |
| | 地 番 | 7 4 8 番 3 7 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 1 6 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 町田市南大谷五丁目 7 4 8 番地 2 1 |
| | 家屋 番号 | 7 4 8 番 2 1 の 2 |
| | 種 類 | 診療所 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6 . 2 4 平方メートル
2 階 5 3 . 8 2 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年12月26日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小 重 彰 子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 町田市南大谷五丁目 |
| | 地 番 | 7 4 8 番 2 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5 . 2 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 町田市南大谷五丁目 |
| | 地 番 | 7 4 8 番 3 7 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 1 6 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 町田市南大谷五丁目 7 4 8 番地 2 1 |
| | 家屋 番号 | 7 4 8 番 2 1 の 2 |
| | 種 類 | 診療所 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6 . 2 4 平方メートル
2 階 5 3 . 8 2 平方メートル |



令和 7 年 (ヌ) 第 89 号
令和 7 年 8 月 21 日受理
令和 7 年 10 月 7 日提出
(評 価 人 : 猿 橋 正 和)

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部

執行官 久保 完 二

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 町田市南大谷五丁目 |
| | 地 番 | 7 4 8 番 2 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5 . 2 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 町田市南大谷五丁目 |
| | 地 番 | 7 4 8 番 3 7 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 1 6 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 町田市南大谷五丁目 7 4 8 番地 2 1 |
| | 家屋 番号 | 7 4 8 番 2 1 の 2 |
| | 種 類 | 診療所 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6 . 2 4 平方メートル
2 階 5 3 . 8 2 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	東京都町田市南大谷五丁目12番32号				
土地	物件1・2				
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☒ 公衆用道路（物件2） ☐				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地（物件1）上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
その他の事項	物件2は道路として使用されている				
建物	物件3				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を診療所として所有し、占有している（空家） ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
その他の事項	・ロフト付き ・診療所に関わる備品等が残置されている				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 令和 年 月 日 支部 令和 年 () 第 号				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

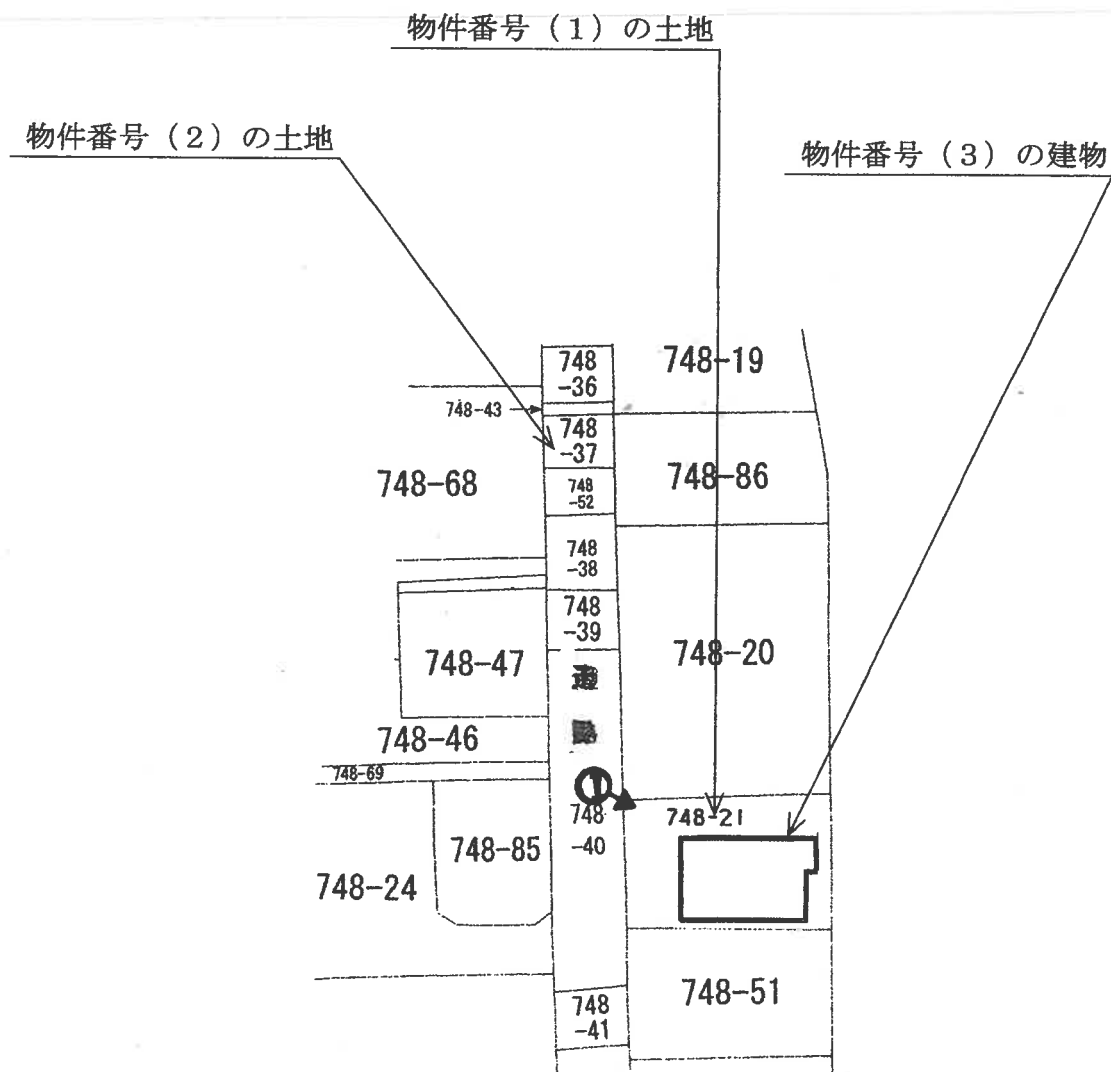
執行官の意見

- 1 室内には所有者宛の水道局からの書類（令和6年4月～5月分の使用量：0 m³）が存在していたこと、及び、その他第三者占有の徴表は窺えないことから、占有関係については2枚目記載のとおり認めた。

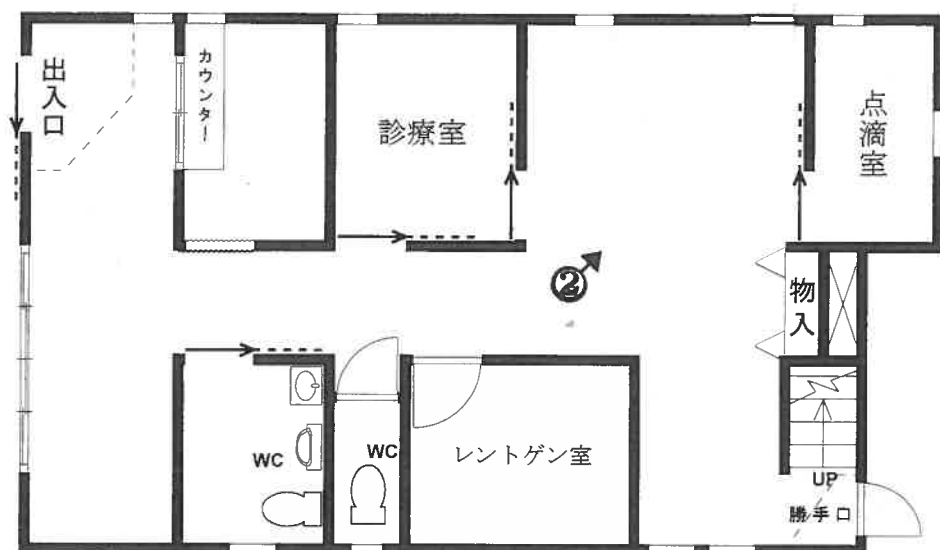
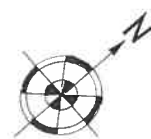
（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 9月18日 (木) 11:05-11:15	物件所在地	物件確認・占有調査・外観写真撮影
7年 9月25日 (木) 11:30-12:05	物件所在地	占有立入調査・写真撮影・図面作成・評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7年 9月25日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 A を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 (写真3枚添付)		

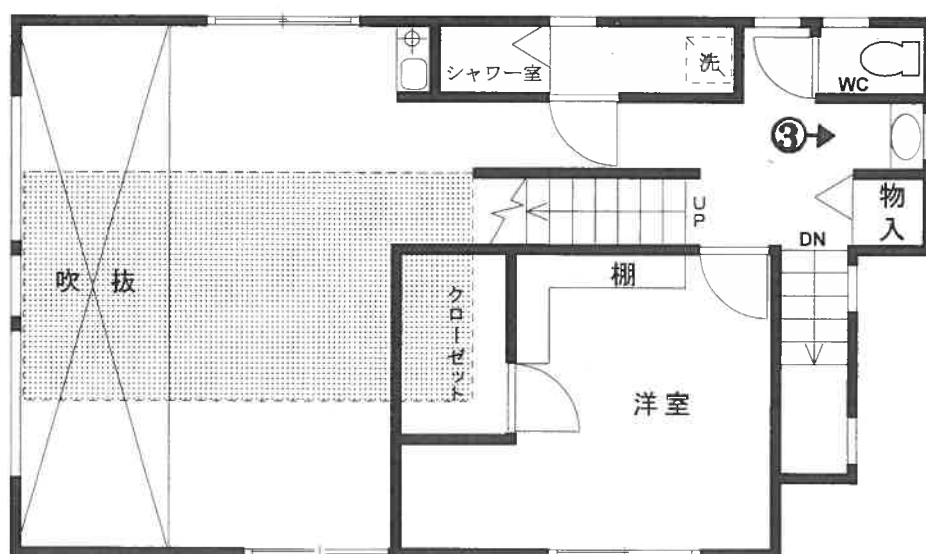
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



←○ 写真撮影位置と方向



1F



2F

 ロフト部分

 写真撮影位置と方向

1



2



3



令和 7 年（ヌ）第 8 9 号
令和 7 年 9 月 2 5 日 現 地 調 査
令和 7 年 1 0 月 1 4 日 評 価

東京地方裁判所立川支部
民事第 4 部不動産執行係 御中

評 価 書

評 価 人 猿 橋 正 和

第1 評価額

一括価格	
金 23,780,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 4,960,000 円
物件2（土地）	金 10,000 円
物件3（建物）	金 18,810,000 円

- 1 一括価格は、物件1乃至物件3の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。
- 4 物件2の土地価格は、公衆用道路の価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		同 左
3	次頁物件目録記載のとおり		同 左
番 号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

- 1 所 在 町田市南大谷五丁目
 地 番 7 4 8 番 2 1
 地 目 宅地
 地 積 1 6 5 . 2 9 平方メートル

- 2 所 在 町田市南大谷五丁目
 地 番 7 4 8 番 3 7
 地 目 公衆用道路
 地 積 1 6 平方メートル

- 3 所 在 町田市南大谷五丁目 7 4 8 番地 2 1
 家屋 番号 7 4 8 番 2 1 の 2
 種 類 診療所
 構 造 木造かわらぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 6 6 . 2 4 平方メートル
 2 階 5 3 . 8 2 平方メートル



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1及び物件2）

位置・交通	小田急線「玉川学園前」駅の南方道路距離約1.1km（徒歩約14分）、最寄りバス停から約200m（同約3分）に位置する。 （附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	近隣は小田急線の東方、玉川学園8丁目に隣接する戸建住宅のほか、アパートも見られる住宅地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般的 な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% なし 第1種高度地区 日影規制（一） 建築物の高さの最高限度10m 敷地面積の最低限度120㎡ 第1種文教地区（※1） 宅地造成等工事規制区域 町田市景観計画区域 周知の埋蔵文化財包蔵地 （※1）第1種文教地区の概要 下記の用途の建築物を建築してはならない。 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで及び同条第6項各号のいずれかに該当する営業に係るもの 2. ホテル又は旅館（前号に該当するものを除く。） 3. 劇場、映画館、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設（第1号に該当するものを除く。） 4. マーケット（市場を除く。） 5. 遊技場又は遊戯場（学校付属のものを除く。） 6. 旧工場公害防止条例（昭和24年8月13日東京都条例第72号）別表に掲げられていた作業を常時行う工場 7. 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所 8. 前各号の建築物に類するもので、環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて知事が指定するもの

画地の状況	物件1土地（宅地）	
	地積等	165.29㎡
	形状・奥行	長方形の二方路地 南西側：間口約9.8m・奥行約17.3m 北東側：間口約9.8m・奥行約17.3m
	地勢その他	概ね平坦 法務局備付の地積測量図（昭和47年4月作製）が存する。
	物件2土地（公衆用道路）	
	地積	16㎡
	形状・延長	長方形 幅約5m・延長約3.3m
	地勢その他	概ね平坦 法務局備付の地積測量図（昭和47年4月作製）が存する。
接面道路の状況等	物件1土地は、南西側が幅員約5mの舗装私道（建築基準法第42条第1項第5号に該当）に、北東側が幅員約5mの一部舗装道路（町田市下水道管理地で建築基準法上の道路には該当しない）にそれぞれ概ね等高に接面する。 物件2土地は、上記の幅員約5mの舗装私道（建築基準法第42条第1項第5号に該当）の一部を構成する。	
土地の利用状況等	物件1土地は、物件3建物の敷地として利用されている。物件3建物の南西側には駐車スペースが、北西側にはカーポートがある。 物件2土地は、公衆用道路として利用されている。 （建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」参照）	
供給処理施設 （基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている）	上水道	有り
	都市ガス	引込可能
	下水道	有り

土地の履歴等	過去の住宅地図で地歴を調査したところ、昭和50年及び同60年の住宅地図では戸建住宅が確認された。 町田市役所等での調査の結果、土壤汚染対策法に基づく要措置区域等には該当しない。また、東京都環境確保条例に基づく工場・指定作業場、水質汚濁防止法、並びに下水道法に基づく特定施設等の届出はいずれもなされていない。 厳密に土壤汚染の有無を判定するには、別途専門調査機関による調査等を実施することが必要である。
特記事項	
○ 物件1土地の東方約30mには、計画幅員16mの町田都市計画道路3・4・11（昭和36年10月都市計画決定）が南北に走るが、都市計画決定のみの段階で、事業の実施時期等は未定。 ○ 物件1土地の南端付近に電柱（1本）が存する。 ○ 町田市洪水・土砂災害ハザードマップによると、浸水した場合に想定される水深は0.1～1.0m未満の区域に該当する。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載）	平成26年3月10日新築
	経過年数 経済的残存耐用年数	約12年 約15年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 かわら等 サイディング、吹付等 クロス貼等 クロス貼等 フローリング、クッションフロア、畳（ロフト）等 水廻り等 2階にロフトがある。
現 況 床 面 積	1 階： 66.24㎡ 2 階： 53.82㎡ 延 120.06㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	診療所 1 階：受付、診察室、作業スペース、点滴室、レントゲン室、トイレ等 2 階：作業スペース、洋室、シャワー室、トイレ等
品 等	中位の上	
保守管理の状況	やや劣る	
建物の利用状況等	現況調査報告書のとおり ○占有減価の要因はない。	
特 記 事 項	○検査済証の交付（平成26年3月28日）記録がある。 ○レントゲン室（遮へい性能を有すると推測される）が設置されている診療所で、通常の居宅と異なり台所・浴室等の設備はない。現状、診療所に関わる備品が残置されている。 ○室内のクロスには変色・亀裂・破れ等のほか、床の仕上げ材の損傷も複数見られた。 ○室内には上記備品のほか、診療所として使用されていた書類、医療品（注射針、医薬品）、医療廃棄物等が残置されていた。当該残置物については関係法令等に従って適切に処分しなければならないため注意を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1及び物件2（土地）

目的土地の建付地価格及び土地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ＝ア×イ×ウ×エ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ			
1	147,000	× 1.05	× 165.29	× 0.90	= 22,960,000
2	147,000	× 0.01	× 16		= 20,000

※総額（円）については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。

なお、標準画地は、近隣において土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【地価公示地 町田-3】

$$\begin{array}{ccccccccc}
 \text{(公示価格)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 135,000\text{円/㎡} & \times & \frac{101}{100} & \times & \frac{100}{101} & \times & \frac{100}{92} & = & 147,000\text{円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標 準 化 補 正：地価公示地の個別的要因（方位）を考慮した。

地 域 格 差：地価公示地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件、街路条件、環境条件、行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差：下記の個別的要因を考慮して個別格差率を以下のとおり査定した。

〔物件1〕

- ・二方路地 +1% (1.01)
- ・方位 +4% (1.04)

相乗積：1.01 × 1.04 = 1.05（小数第3位を四捨五入）

〔物件2〕

- ・道路の性格のほか、利用状況、用途の転換の可能性等を考慮して、標準画地価格の1%と査定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物の現状、建物の経過年数、建物と敷地との適応の状態等を考慮した結果、-10%と査定した。(0.90)

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、次のとおり建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ = ア × イ × ウ
3	270,000	× 120.06	× 0.31	= 10,050,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。なお、ロフトが存することも考慮した。

イ 現況延床面積：登記記載面積を採用。

ウ 現 価 率：建物の現況を考慮のうえ、残価率、経済的残存耐用年数を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して現価率を査定した。

- ・経過年数約12年、経済的残存耐用年数約15年、観察減価率50%、残価率5%
- ・観察減価については、建物の経過年数、建物の状態、間取り等の汎用性の程度、観察不能部分の不測の減価等を総合的に勘案して査定した。
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \begin{matrix} \text{(残価率)} & \text{(耐用年数に基づく方法)} & \text{(観察減価)} \\ 0.05 & + & (1-0.05) \times \frac{15}{(12+15)} \times (1-0.50) \\ & & \text{(小数第3位を四捨五入)} \end{matrix} = 0.31$$

- ・経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数と一致するものではない。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1土地については土地利用権等価格を控除し、物件3建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ウ＝ア×イ
1	22,960,000	× 0.70	法定地上権	= 16,070,000

ア 建付地価格：前記1 ① オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 （円） ア	土地利用権等価格 控除及び加算 （円） イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 （円） カ＝（ア±イ）×ウ×エ×オ
1	22,960,000	－ 16,070,000		× 0.9	× 0.8	= 4,960,000
2	20,000	－		× 0.9	× 0.8	= 10,000
3	10,050,000	＋ 16,070,000	× 1.0	× 0.9	× 0.8	= 18,810,000
一括価格（合計）						23,780,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：上記2 ① ウ

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：レントゲン室が設置されている診療所で市場性が劣ること、その他不明事項によるリスク要因等を総合的に考慮して減価を行った。(0.9)

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。(0.8)

第6 参考価格資料

【指標とした公示価格等】

地価公示地 「町田-3」

価 格 時 点	令和7年1月1日
所 在 及 び 地 番 「 住 居 表 示 」	町田市南大谷5丁目912番34 「南大谷5-20-4」
1 m ² 当 た り の 価 格	135,000円/m ²
地 積	179m ²
前 面 道 路 の 状 況	北東6m 市道
供 給 処 理 施 設 の 状 況	水道、ガス、下水
交通施設との接近の状況	「玉川学園前」駅 1.6 k m
法 令 上 の 制 限	1 低 専 (40、80)
周辺の土地の利用の現況	中規模一般住宅が多い分譲住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

以 上

附属資料 1

位置図



最寄り駅

物件所在地

公示地

縮尺 1/16,000

公 凶 写

地番区域見出

- 14 -

登記年月日：昭和47年5月4日

次頁に図面に関する変更内容を示す。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年8月22日 東京法務局町田出張所

登記官

A3をA4に縮小

請求番号：19-2

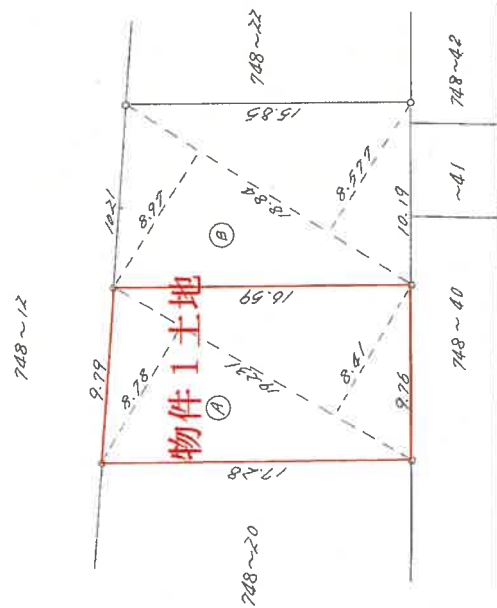
(1/2)

地積測量図

地番	748-21・748-31
土地の所在	東京都町田市南大谷字10号

距離単位m

昭和四十七年四月九日	作製年月日
作製者	



面積計算表

地番	符号	求積の方法	三斜法	面積
	(A)	$12.28 \times 16.59 = 161.73271$		161.73271
	(B)	$10.19 \times 15.85 = 161.59068$		161.59068
		合計	330.58089	330.58089
			161.59068	161.59068
			168.99480	168.99480
		合計	330.58089	330.58089

(全国土地家屋調査士用紙)

237638

東京都北区宮前川16-16 工業出版社 電話 (03) 2440

縮尺 1/300

附属資料3
地積測量図写

昭和四十七年五月四日

- (1) 令和6年7月16日
この図面に記録されている土地の全部又は一部に
ついてその所在又は地番が変更された。記録された日
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

A 3 を A 4 に縮小

- (1) 令和6年7月16日
この図面に記録されている土地の全部又は一部に
ついてその所在又は地番が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

A 3 を A 4 に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年8月22日 東京法務局町田出張所

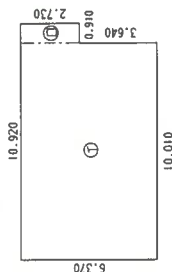
登記官

A3をA4に縮小

各階平面図 建物図面

家屋番号	748番21の2
建物の所在	町田市南大谷字十号748番地21

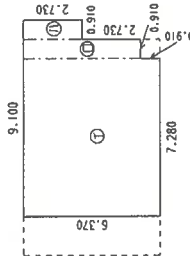
1階



求積表

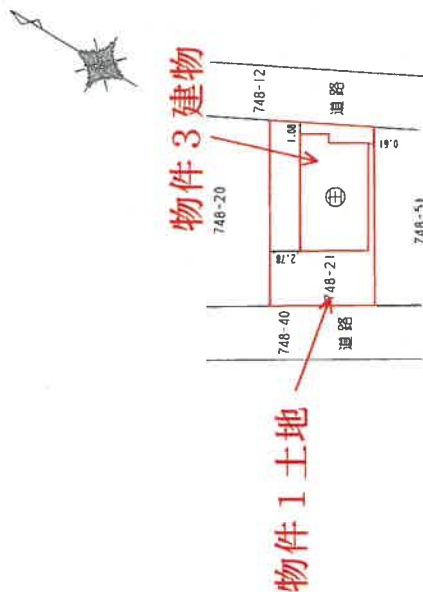
①	$6.370 \times 10.010 = 63.763700$
②	$2.730 \times 0.910 = 2.484300$
合計	66.248000
床面積	66.24 m ²

2階



求積表

①	$6.370 \times 7.280 = 46.373600$
②	$5.460 \times 0.910 = 4.968600$
③	$2.730 \times 0.910 = 2.484300$
合計	53.826500
床面積	53.82 m ²



建物図面・各階平面図写

附属資料4

縮尺 1/500

縮尺 1/250

作成者
[印] 平成26年3月14日作成

申請人

- (1) 令和6年7月16日
この図面に記録されている建物の全部又は一部についてその所在又は家屋番号が変更された。また上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日付である。

A 3 を A 4 に縮小